

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A法人に雇用され、B所在のC事業場（以下「事業場」という。）に所属し、障害児学童保育の指導員として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、社有車に車椅子を積み込む作業中、同僚が車のトランクを閉めたため、頭が挟まり、負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同月○日、D医院に受診し、「頭部外傷」等と診断され、同病院及びE病院等での療養の結果、平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故によって、「毎日の生活にも著しく身体的・精神的苦痛を伴う状態となり、通常の労務に服することはできず、請求人に残存する障害は、障害等級第14級の9『局部に神経症状を残すもの』を超える障害等級に該当する障害であるに該当する。」と主張しているので、以下検討する。

(2) 請求人の頸部の神経系統の障害についてみると、請求人は、頸部に疼痛が残存する旨主張するところ、F医師は、平成○年○月○日付け診断書（以下「F医師の診断書」という。）において、頸椎単純X線では軽度の変性が認められる旨述べているものの、各医師の医学的見解及び医学的資料を始めとする一件記録を精査しても、この他には、他覚的神経学的症状は見当たらず、当審査会としても、請求人の療養経過及び診断結果等から、請求人に生じた神経学的症状は障害等級第14級にとどまるとする審査官の結論は妥当であるものと判断する。

(3) 次に、頭部の神経系統の障害についてみると、G医師は、平成○年○月○日付け労働者災害補償保険診断書において、「（平成○年○月○日に実施のMR I検査の結果、）左海綿静脈洞の内頸動脈周囲が描出され、少量の硬膜動静脈瘻が疑われる。」と述べ、「頭部の動静脈における傷病」に係る所見を示しているところ、請求人は、頭痛等の症状は当該傷病によるものであり、そもそも当該傷病は本件事故が原因で発症したものである旨主張している。

この点、G医師の上記診断書には、要旨、平成○年○月○日にH病院において検査されたMR I画像には、「頭部の動静脈における傷病」の所見は認められず、（本件事故から約○か月後となる）検査日以降に発症したと考えられると述べ、請求人における当該傷病の発症時期は、本件事故とは関連しない時期のものである旨述べている。

さらに、I 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人の「頭部の動静脈における傷病」は、本件事故が病態を発見する契機にはなったものの、本件事故における程度の外力では、医学的に発症することは考えられず、潜在的に存在していた病態が、たまたま表面化したものとするのがより自然であると述べており、また、G 医師も上記診断書において当該傷病と外傷の関連は一般的に乏しく、本例に関して確定することは困難であるとして、I 医師の医学的見解と同旨を述べている。

以上の医学的見解を踏まえ、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の「頭部の動静脈における傷病」と本件事故との因果関係は認められないものと判断する。

なお、眼の障害について、決定書理由に説示するとおり、請求人主張の「視力低下」と本件事故との因果関係を示す医学的根拠は見当たらず、障害等級の評価の対象とはならないものと判断する。

(4) さらに、腰部の神経系統の障害について、F 医師の診断書では、腰椎MR I では明らかな異常所見は指摘できない旨述べているところ、当審査会としても、一件記録を精査したものの他覚的神経学的症状は認められず、決定書理由に説示するとおり、請求人自訴の症状と本件事故との因果関係は確認できず、障害等級の評価の対象とはならないものと判断する。

(5) 以上のことから、当審査会としては、請求人に残存する障害等級に該当する障害は、頸部における神経症状のみであり、その障害等級は、「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）が妥当であるものと判断する。

(6) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。